

第三次佐渡市子ども読書推進計画策定進め方

1 主旨

「子どもの読書活動の推進に関する法律」により、子どもの読書活動の推進に関し、国、地方公共団体の責務等が示され、子ども読書推進計画の策定が明記されている。

国は令和5年3月より第5次計画、新潟県は、令和2年3月より第3次計画を策定し、子どもの読書活動の推進を図っている。

第2次佐渡市計画が、平成28年から概ね5年間の期間であることから、第2次の評価及び国・県の上位計画を踏まえ、また、電子書籍等のICT化等、急速に変化を続ける子どもの読書環境を考慮し、第3次佐渡市計画を制定し、佐渡の子ども達の読書環境の推進を図るもの。

2 行程

(1) 第三次佐渡市子ども読書活動推進計画制定委員会の設置(R6.4月)

子ども読書に携わる機関、部署は多岐多様に渡ることから、ご家庭、保育園・幼稚園教諭、小・中学校図書館司書、小・中学校教諭、高等学校教諭、図書館協議会委員、学校教育課、子ども若者課、社会教育課等で委員会を構成(5～6名程度想定)し計画策定を行う。また、委員会参加が難しい保育園等のご意見を、別にアンケート等を実施し意見を反映させる。

(2) 第三次佐渡市子ども読書活動推進計画制定(R6.4月～R7.3月)

第三次佐渡市子ども読書活動推進計画制定委員会により計画原案を制定。

①第二次佐渡市子ども読書活動推進計画評価

第二次計画の年度ごとの評価は図書館協議会で毎年度実施していたので、総合的評価を第三次制定委員会で行う。

②国・県の計画の分析及び上位計画に係わる佐渡市の読書環境評価

「子どもの読書活動の推進に関する法律」により、自治体は国・県の計画を基本とすることが記載とされているので、「第5次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(国)、「第3次新潟県子ども読書活動推進計画」(新潟県)を分析し、佐渡市の読書環境の状態が上位計画に比較しどうであるか評価を行う。

③制定委員会原案作成(R6.4月～11月)

①②を踏まえ制定委員会により第3次計画原案を作成。

※図書館協議会審議 制定委員会作成原案に関し審議。

④パブリックコメント(R7.1月～R7.2月)

第三次佐渡市子ども読書活動推進計画案に関しパブリックコメント実施

(3) 佐渡市教育委員会報告(R7.3月)

令和6年度佐渡市教育委員会及び新潟県に第三次子ども読書推進計画を報告。